

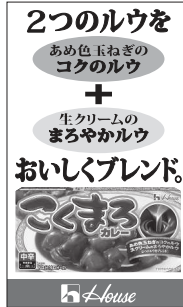
生活者優先時代を実現する 2017年(平成29年) 2月15日 2190号 毎月5日、15日、25日発行

日本消費経済新聞

©日本消費経済新聞社2017

〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-7 Tel: 03-3263-1191 Fax: 03-5276-7878
URL: http://www.nc-news.com 昭和46年12月24日第三種郵便物承認

購読料 1年8,400円
半年4,200円



消費者庁天下り問題

「行政処分に手心加えてないか」 民進党、消費者部門会議で追及

「天下りの見返りに、行政処分に手心を加えたのではないのか」。天下り要求をした消費者庁取引対策課の元課長補佐が、行政処分された「ジャパンライフ」の顧問に就任していたことが発覚した問題を受け、民進党は2月9日、消費者・食品安全部門会議（座長、相原久美子・民進党ネクスト内閣府特命大臣）を開いた。出席した国会議員からは、①天下り要求が、元課長補佐が担当した行政指導に影響していないか②組織的な隠蔽で、その後の行政処分を遅らせたのではないかと一などを追求する質問が相次いだ。これに対し、消費者庁は個別事案を理由に、詳細な回答を避け、疑念を払しょくできる答弁にはなっていない。相原座長は「監督官庁がどういふ姿勢で臨むかが問われている。疑念を払しょくしなければ、消費者の安全安心は守れない」と述べ、部門として提出する質問に再度文書で回答することを要請。回答を踏まえてさらに同問題を検討する方針を示した。同社への相談の内容をすべて公表することも求めている。（相川優子）



「消費者の安全安心の確保に天下りが影響したのか問題」と話す相原久美子・民進党ネクスト内閣府特命大臣

監督官庁の姿勢問われる 相談内容の公表求める

本紙1月1日号（2016年12月28日発行）で、消費者庁が昨年末に行政処分した「ジャパンライフ」の顧問に、内閣府再就職等監視委員会が在職中に“天下り要求”をしたと認定した元消費者庁取引対策課課長補佐が就任していたことが分かったと、報道した。2015年9月、消費者庁がジャパンライフの立入検査をした際に、元課長補佐が同社の顧問に就任していることが発覚していた。行政処分が行われたのは、それから1年3カ月後の2016年12月16日。特定商取引法で3カ月の一部業務停止命令を出したが、違反が認定されたのは勧誘目的等不明示のみという異例の内容（預託法は、概要書面記載不備、備え置き書面記載不備で3カ月の一部業務停止命令）だっ

た。元課長補佐が担当した行政指導の時期を消費者庁は明らかにしないが、2014年8月から12月の間に行われている（内閣府再就職等監視委員会の公表資料より）。

消費者庁によると、ジャパンライフは、磁石を埋め込んだネックレスやベルトなどを100万円から600万円で販売し、レンタルすると毎月6%の利益が得られるとするレンタルオーナー契約を、訪問販売やマルチ商法で勧誘していた。（同問題の経緯 2面囲み参照）

行政処分案件を 指導にしていけないか

同日の部門会議で、副座長の西健

ことをやっていたのか②2014年8月～12月までに処分足る事実はなかったのか③2014年には、ジャパンライフは勧誘目的等不明示の違反は一切やっていたのか一などを、さらに厳しく質問した。

佐藤課長は「いつ調査に着手したかは言えないが、担当者任せにせず、上司に報告して組織としてどうするか決定している。当時、どのようなことをしていたか、当然把握しているが、個別案件で今後に障ることもあるので申

し上げられない」と回答。「同じ違反事実があったとしても、どの程度継続的に行われていたかを踏まえて、処分内容を決定するのが一般的」と述べるにとどまった。

消費者庁の回答では 「疑念払しょくできない」

井坂氏は「それでは、全く疑いが晴れない」と憤慨。「上司に報告しなかったのではないか」という疑問もある。違反を見逃したのではないのか」と述べ、①形式的な違反がいつからあったか②どんな違反があったか③なぜ、処分に至らなかったか一などについて、文書で回答することを要請した。

「言えないのでは、話にならない」と、事務局長の中根康浩衆議院議員。「2015年に違反を認定していることが、2014年にもあったのではないか」というのは、率直な疑問。現に2014年度の相談は165件もある。確認していないのか」とただした。佐藤課長は「一部の形式的な違反は、それ以前にも認められたが、それだけで処分するのが妥当か判断した上で、当時は処分に至らなかったと思っている」と回答している。

衆議院議員は、「行政処分に手心を加えて指導にするから、退職したら受け入れろということをやっていたなら大問題」と指摘した。「天下り要求をした時期と、行政処分の時期は重なっていないのか」「元課長補佐が指導していた時期にも、違反があったのではないのか」「本来は、処分案件があったものを、行政指導で済ませたのではないのか」と質問した。

これに対し、消費者庁取引対策課の佐藤朋哉課長は「個別事案の具体的な内容は詳細に言えないが、一般論でいうと、適正な手続きで収集できた証拠に基づいて処分するのが基本」と回答。「今回、2015年2月、3月の具体的な事例で法違反が認定できたため、それに基づいて処分を行った」と説明した。

「ここは、核心部分。一般論では、疑いが晴れない」と切り込んだのは、井坂信彦衆議院議員。「おねだりと引き換えに、見逃したと疑うのが当たり前。そのチェックをしていないのか」と追及した。①元課長補佐はやるべき



おかげさまで 創業99年



神戸屋は
healthy is tasty

（健康的とは美味しいということ）を
発信し続けます

